江差町ネーミングライツ実施基準

平成２９年１１月１３日制定

第１　趣旨

この実施基準（以下「基準」という。）は、ネーミングライツ事業を実施するにあたり、募集要項を定める際並びにネーミングライツパートナーの選定の審査の際の基準として定める。

第２　用語の定義

この基準における用語の意義は、江差町ネーミングライツ事業実施要綱（平成２９年告示第80号。以下「要綱」という。）第２条に定めるところによる。

第３　応募できない者

ネーミングライツ事業の募集に応募できない民間事業者等は、次のとおりとする。

１　次の各号のいずれかに該当する民間事業者等

(1) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の民間事業者等

(2) 契約を締結する能力を有しない民間事業者等及び破産者で復権を得ない民間事業者等

(3) 江差町の税（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を含む）に滞納がある民間事業者等

(4) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない民間事業者等

(5) 法令に違反している民間事業者等

(6) 社会的事件を起こしている民間事業者等（関連企業等が社会的事件を起こしている場合も含む）

(7) 役員等（個人である場合にはその者を、法人または団体である場合には役員、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる民間事業者等

(8) 暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められる民間事業者等

(9) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる民間事業者等

(10) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している民間事業者等

(11) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている民間事業者等

(12) 前記(7)から(11)に該当する者の依頼を受けてネーミングライツ事業の応募をしようとする民間事業者等

(13)その他町長が不適当と認めた民間事業者等

2　次の各号のいずれかに該当する業種を営んでいる民間事業者等

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）で風俗営業と規定される業種

(2)　風俗営業類似の業種

(3)　貸金業の規制等に関する法律（昭和５８年法律第３２号）第２条に規定する貸金業

(4)　ギャンブルに関するもの（公営競技または宝くじを除く）

(5)　法律の定めのない医療類似行為を行う施設

(6)　法令に違反している業種

(7)　社会的事件を起こしている業種（関連企業等が社会的事件を起こしている業種を営んでいる場合を含む）

(8)　その他不適当と町長が認めた業種

第４　使用できない愛称

次の各号に定める事項のいずれかに該当する愛称は、使用できないものとする。

(1)　基本的な事項

①　個人名（個人事業主であって店舗名や屋号などの表示がある場合を除く）。

②　他の者が使用しているなど、第三者の権利を侵害するもの。

③　記号や図、写真など文字ではないもの。

④　日本語または英語以外の言語のもの。

⑤　内容が不明確であるもの。

(2)　公共性、中立性、品位に関する事項

①　宣伝または広告であるもの、またそのように見なされるもの。

②　政治活動に関するもの。

③　公の選挙または投票に関するもの。

④　宗教活動に関するもの。

⑤　特定の主義、主張にあたるもの。

⑥　単に意見であるもの。

⑦　人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの。

⑧　他者を誹謗中傷するもの。

⑨　法令で禁止されている商品の名称。

⑩　法令で認められていない業種、商法、商品の名称。

⑪　その他、町有施設としての公共性または中立性を阻害し、または品位を損なうおそれのあるもの。

(3)　公序良俗に関する事項

①　法令に違反するような行為を肯定したり、教唆するもの。

②　虚偽または誇大と思われる内容のもの。

③　性能・効果・効能等や実績等が実証できていない、または実証ができないもの。

④　非科学的又は迷信に類するもので、公衆を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるも

の。

⑤　残酷、わいせつな描写やそれらを想起させるもの。

⑥　社会的に不適切と思われるもの。

⑦　青少年保護及び健全育成上好ましくないと思われるもの。

(4)その他の事項

①　前各号に掲げるものに類似しており誤認されるおそれがあるもの。

②　看板の意匠が対象施設の外見を損ねると思われるもの。

③　対象施設の円滑な維持管理または運営に支障をきたすと思われるもの。

④　その他審査委員会が不適当と認めたもの。